

# 下町・城ヶ島地区活性化事業（第2事業）募集要領

平成 22 年 9 月 1 日

三浦市経済振興部商工観光課

三浦市が策定した「下町・城ヶ島地区活性化方策」に基づく公募型の活性化事業について、平成 23・24 年度に実施する第 2 事業の候補となる事業を募集します。

この事業は、地元商業者等により組織された「下町・城ヶ島地区再生委員会」の提言を基に、三浦市が活性化方策の中で示した事業支援の仕組みにより、下町・城ヶ島地区の回遊客の増加、生活商店街や地域の活性化を目的として実施するものです。

なお、今回募集する第 2 事業は、平成 23・24 年度に実施する事業を対象としたものであり、第 1 事業は昨年度公募・採択し、平成 22 年度事業実施をしております。また、第 3 事業（平成 24・25 年度実施）については、平成 23 年度に公募していく予定です。

また、審査や選考などの事業の推進にあたっては、「下町・城ヶ島地区活性化事業推進会議」において進めていくこととなります。

募集の詳細は、次のとおりです。

## 1 事業内容

下町・城ヶ島地区の活性化に繋がる事業であり、その前提として**①民間の力によって実施し、②短期的(すぐ)に実現可能なものであり、③持続性(補助終了後も事業継続)**があることを確認します。

## 2 募集期間

平成 22 年 9 月 1 日（水）～11 月 1 日（月）まで

## 3 対象となる団体等

応募できる団体等は、以下の 2 点を満たしているものとします。

- (1) 団体等の拠点は、三浦市内外を問いませんが、確実に下町・城ヶ島地区内において事業が実施できる、法人格を有する団体であることを条件とします。
- (2) 複数の団体等のジョイントによって応募することもできますが、その場合代表となる応募団体等は、法人格を有していることを条件とします。

## 4 事業助成及び対象経費

1 事業あたり最長 2 年間を限度として助成します。ただし、助成額は、1 年につき総事業費の 5 分の 4（限度額 150 万円）を限度とします。

※ 助成及び金額につきましては、各事業実施年度に決定となりますので、ご留意願います。

助成の対象となる経費の品目は以下の通りとしますが、内容により経費の変更・見直しを求める場合があります。

- (1) 広告宣伝費
- (2) 設備整備費
- (3) デザイン料・謝礼・著作権使用料等
- (4) 備品購入費
- (5) 看板・地図等製作費
- (6) 業務等の委託料
- (7) 土地・建物等の賃貸料
- (8) その他、活性化事業助成対象経費として適当と認められるもの

## 5 募集・審査及び選考スケジュール

募集・審査及び選考のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

公募受付	9月1日(水)
↓	
募集締め切り	11月1日(月)
↓	
書類選考(第一次審査)・発表	11月8日(月) 予定
↓	
企画プレゼンテーション(第二次審査)	11月24日(水) 予定
↓	
事業採択(内定)	12月3日(金) 予定
↓	
事業決定及び事業開始	4月～(23年度)

## 6 審査選考と審査基準

事業を採択するにあたっては、下町・城ヶ島地区活性化事業推進会議において、審査選考します。以下の点を審査基準(100点満点)とし、三浦市の「下町・城ヶ島地区活性化方策」の内容に照らし合わせつつ、内容や精度が優れた企画案の中から最も点数が高いものを採択します。

- (1) 企画内容の妥当性 (50点)
  - ① 新規性・独自性・先見性など、下町・城ヶ島地区の地域経済活性化に寄与する内容となっているか。
  - ② 本活性化方策の趣旨をふまえた内容になっているか。
  - ③ 特に、うらり周辺からの来遊客の回遊性を高める企画内容となっているか。
  - ④ 予算の積算根拠や収支計画が妥当か。

(2) 実現性 (50 点)

- ① 短期的に実施可能か。
- ② 具体性があるか。
- ③ 持続性があるか。
- ④ 法的に実施が可能か。
- ⑤ 応募団体の事業管理運営能力は妥当か。(実績・人材・経理能力など)

## 7 提出書類及び提出方法

事業の応募にあたっては、平成 22 年 11 月 1 日 (月) までに、三浦市役所商工観光課 (下町・城ヶ島地区活性化推進会議事務局) へ下記提出書類を提出して下さい。

(1) 企画提案書 (指定書式)

・事業名称、事業概要、事業目的と期待される効果、事業主体、推進体制、事業計画 (2 か年分)、2 年目以降 (助成終了後) の展望、その他審査基準に係る内容等

※ A4 用紙 5～10 枚程度で提出して下さい。

(2) 事業収支予算書 (指定様式：当該事業分のみ、2 か年分)

(3) 団体の定款または規約・会則など

(4) 会員名簿 (役員が確認できるもの)

(5) 団体の事業計画書 (平成 22 年度分)・事業報告書 (平成 21 年度分)、または登記簿本など、団体の通常業務が確認できるもの

(6) 団体の収支決算書 (平成 21 年度分)

(7) 賃貸物件を使用する場合は、貸主の同意書等事業期間中の使用許可を示す書類。

また、その物件に対し改築・改造・改装等を施す場合は、事業期間 (2 年間) 終了後も施工時の目的や趣旨を変更することなく、同施設 (設備) を継続利用できることを示す書類

(8) その他、下町・城ヶ島地区活性化事業推進会議が必要と認める書類

## 8 問い合わせ先

〒238-0243

神奈川県三浦市三崎 5 丁目 2 4 5 番地 7

三崎水産物地方卸売市場内

三浦市経済振興部商工観光課 (下町・城ヶ島地区活性化推進会議事務局)

TEL 046-882-1111 内線 322~324

FAX 046-882-5010

Eメール [keizai0101@city.miura.kanagawa.jp](mailto:keizai0101@city.miura.kanagawa.jp)

URL <http://www.city.miura.kanagawa.jp/shoukou/shitamachi-jogashima/bosyu.html>